

# 防火対象物点検実施事業所へ ステッカー配付サービスの開始について

京橋消防署では、[防火対象物点検](#)を実施し、消防署へ報告した銀座地区の飲食店等に対して下図のステッカーを配付するサービスの試行を始めました。

本制度をPRすることで、事業所の皆様とともに銀座地区の**安全**と**安心**を広く提供していきたいと思えます。



※この取組は、京橋消防署独自の  
ものであり、東京消防庁全消防署で  
行っているものではありません。



## 配付対象

- ① [防火対象物点検](#) (消防法第8条の2の2該当事業所) を実施し、直接消防署へ報告した店舗等
- ② 試行運用のため、「銀座地区」に存する**特定一階段**\*対象物を配付対象とします。  
なお、点検の結果、防火管理者未選任事業所については配付対象外とします。  
(※ 「特定一階段」とは、地階又は3階以上に特定用途があり、階段が屋内1系統のみ)

## 配付方法

- ① [防火対象物点検](#)の結果を所定の様式により**京橋消防署**に提出してください。  
**築地出張所**、**銀座出張所**でも受け付けています。
- ② 受付後、副本を返却する際にステッカーを配付します。

## 配付期間

令和5年11月1日から令和6年2月29日までを試行期間として運用する予定です。